

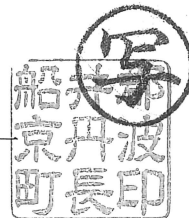
6京丹土第648号

令和6年12月24日

京丹波町代表監査委員 山本 透 様

京丹波町監査委員 谷口 勝巳 様

京丹波町長 畠中 源一



京丹波町職員措置請求に係る勧告に基づき講じた措置について

令和6年12月6日付6京丹総監第34号による勧告に基づき、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第242条第9項の規定に基づき通知します。

記

1 勧告に基づき講じた措置

(1) 起案、回議など各段階において、次のとおりチェック体制の強化を徹底し、再発を防止する。

- ① 担当者が起案するときは、起案文と起案の根拠となる文書（今回の場合は契約書案）との整合性を図るため、双方の内容の突合を行ったうえで回議する。
- ② 回議を受けた課職員は、担当者と同じ内容の突合を行い、チェックもれが生じることのないようにする。
- ③ 今回のような契約案件の場合は、財政課契約検査係と綿密な連携を図る。